

規約事項（普通車）

必ずお読みになって、入校時に持参してください。（未成年の方は保護者の方にも読んでもらってください。）

1. 教習生の義務と責任

- (1) 入校後、当校の学校規則及び当校が提携する宿泊施設の宿泊使用規則に違反した方には、強制退学の処置を取ることがあります。
- (2) お客様が不正な行為を行って教習・検定を受けた場合、法令や公序良俗に反する行為を行った場合、退校して頂きます。
- (3) お客様の故意過失を問わず、上記（1）（2）により当校もしくは他の教習生が損害を受けるおそれがある場合、または受けた場合、教習料金は一切お返しできない場合があります。
- (4) 合宿コースでお客様の故意、または不注意による教習遅延の場合は保証内容の対象外となります。料金に含まれている内容の保証日数は当校の教習日程に従った時にのみ有効となり、卒業時点で終了致します。個人の任意都合での宿泊はできません。なお、保証期間内の卒業であっても、教習料金・宿泊費等の払い戻しは致しません。

2. 日程・最短卒業日数

- (1) 入校後は当校の教習計画及び生活等に従い、短期卒業を目指すものとします（一日の教習時限は法規で定められた教習時限が限度となります）。
- (2) 当校が予定する最短卒業日数は、教習がすべて順調に進んだ場合の日程です。卒業までの日数は個人により異なり、技能教習の習得状況や検定・学科試験の合否により延長されます。
- (3) 合宿期間中は原則として一時帰宅することはできません。お客様のやむなき事情により一時帰宅する場合は、当校の許可等、手続きのうえ帰宅できますが、その場合日程が大きく延長されることとなります。
- (4) 臨時休校、教習・検定予定の調整、または天候等により教習を一時中断・中止する場合等日程を変更することがあります。

3. 中途退校

- (1) 入校後お客様のご都合により退校される場合及び退校処分を受けた場合は、当校の計算方法に基づき教習料金の払戻しを致します。（但し、教習進度等によっては払戻しできない場合、あるいは追加料金を請求する場合があります。）なお、中途退校の場合の交通費はお客様のご負担となります。

4. 免責事項

次に例示する事由によりお客様が損害を被られた場合においては、当校は責任を負いかねます。

- (1) 天変地異、法令の制定、改廃、その他やむを得ない事由により、安全且つ円滑な教習が実施不可能な時に生ずる教習、日程の変更もしくは教習の中止。
- (2) お客様の不注意により教習中に生じた事故または相手方の不注意により生じた事故にかかわる損害。
- (3) 自由行動中の事故
- (4) 食中毒、盗難、疾病。
- (5) その他、当校・宿泊施設の責に帰さざる事由により生じた損害。

5. 追加料金・保証内容

- (1) 当校が保証する教習時限数・検定回数・宿泊日数等を超えて教習を受ける場合は追加料金が必要となり、当校の請求により卒業時あるいはその都度、お客様にお支払いいただくこととなります。また、お客様の都合により遅刻・欠席・早退等により生じた教習や宿泊等の延長分は、教習料金・宿泊費等の追加料金が必要になる場合があります。

(保証内容)

延長宿泊（4泊まで保証）、延長技能教習（当校が保証する延長宿泊内での技能教習分）、技能検定料（修了検定・卒業検定各1回）・仮免許学科試験手数料（1回）、食費（入校日から卒業予定日（延長宿泊中は除く）までの最短日数分、一日1,800円）

(追加料金)

延長技能教習（1時限4,860円）、技能検定料（2回目より2,700円）、仮免許学科試験手数料（2回目より1回1,700円）、延長宿泊（5泊目より個人負担）、食費（上記保証内容以降は個人負担）

- * 仮免許学科試験を3回不合格となった場合、一時帰宅（交通費自己負担）して、地元の試験場にて学科試験を受験し（自費）合格した後、再入校となります。

6. お支払方法

入校日の前日（入校が月曜日の方は、前の週の金曜日）までに、入校者のお名前で銀行振込みにてお願い致します。

(振込先)

- ・ 四国銀行 宿毛支店 普通0075770
有限会社 高知県宿毛自動車学校 代表取締役 浜田 光俊
- ・ 高知銀行 宿毛支店 普通0240933
有限会社 高知県宿毛自動車学校 代表取締役 濱田 光俊
- ・ 幡多信用金庫 宿毛支店 普通0208371
有限会社 高知県宿毛自動車学校 代表取締役 濱田 光俊
- ・ 高知はた農協 宿毛支所 普通1435047 宿毛自動車学校
- ・ ゆうちよ銀行 記号16490 番号5427061 有限会社 高知県宿毛自動車学校

7. 申し込み条件

下記に該当する方は、ご入校いただけません。

- (1) 法律で定められた年齢に達していないため、取得しようとする免許の受験資格がない方。
- (2) 年齢が30歳以上の方。ただし、過去に免許をお持ちの方で取消処分者講習終了証明書をお持ちの方はお問い合わせください。
- (3) 過去3年以内に交通違反の前歴があるため、免許を受けられない方。
- (4) 法律で定められた視力に満たない方、色盲の方、聴力、運動能力等に障害があり運転に支障のある方。
- (5) 日本語を読解できない方。
- (6) 必要な書類が不備なため、入校手続きに支障のある方。
- (7) 次の項目に該当する方
 - ・ 病気を原因として又は原因は明らかではないが、意識を失ったことがある方。
 - ・ 病気を原因として発作的に身体の全部又は一部のけいれん、麻痺を起したことがある方。
 - ・ 十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまうことが週3回以上ある方。
 - ・ 病気を理由として、医師から免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている方。
 - ・ 飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある方。
 - ・ 病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているが、飲酒したことが3回以上ある方。

- (8) 暴力団などの反社会的勢力関係者および、刺青、ファッションタトゥーをされている方、金髪、度を過ぎた茶髪等の着色、男性のピアス、鼻ピアス等、服装や身だしなみが悪い方（刺青は指輪型等の小さなものでも不可、サゲパン、袖のないシャツ、サンダルは不可）

上記事項を了承のうえ入校を申し込みます。（未成年者の方のみ保証人欄にもご記入下さい。）

（署名）

平成 年 月 日

住所 _____ TEL _____ - _____ - _____

本人 _____ (印) 保証人 _____ (印)

お問い合わせ

有限会社 宿毛自動車学校

〒788-0052 高知県宿毛市和田1050

TEL：0880-63-3135

FAX：0880-63-1385

HP：http://www.sukumo-ds.co.jp